



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ถ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 29 (2013年5月16日発行)

皆様、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報は、「BOI 告示 持続的発展のための投資奨励」をお送りいたします。以前、ご紹介申し上げましたが、BOI はゾーン制の廃止を考慮しており、今後は産業別の認可になる予定です。特に、高度技術に特化した内容に変化しつつあります。

投資委員会告示

(ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ประกาศนาคานาคานมาคานซอนสุมคานรอนตวน)

第 1/2556 号

持続的発展のための投資奨励

(เรื่อง การส่งเสริมการลงทุนเพื่อการพัฒนาที่ยั่งยืน)

ルアン カンซอนスุมคานรอนตวน ปาาคานแพตทานาเฑียะยนยูน)

国内工業発展のため、並びにタイ国内工業をより高度技術を要する知識基盤工業へとレベルアップすることを目的とする。

1977年投資奨励法第16条第2項、第18条、第28条、第31条及び第35条に基づき、投資委員会は、以下の対策を告示する。

1. ターゲット工業への投資奨励対策

- 1.1 タイ全土(バンコク都を除く)を、投資奨励地区に指定する。2013年12月31日までとする。
 - 1.2 特別投資奨励を行う事業種は、以下の3グループとする。
 - 1.2.1 省エネルギー及び代替エネルギーに関する事業グループ
- 業種 1.18 農産物(屑、ごみ又は廃棄物を含む)からのアルコール類
または燃料の製造事業

- 業種 4.2.3 省エネルギー又は代替エネルギー使用機械又は装置の製造事業
- 業種 4.15 燃料電池 (Fuel Cell)の製造事業
- 業種 7.1.1 電気又は蒸気エネルギー生産事業
 - 再生可能なエネルギー(農産物、バイオガスからのエネルギー、風力等)を使用する場合
- 1.2.2 環境に優しい物質及び製品の製造事業グループ
 - 業種 6.3 環境に優しい化学物質 (Eco-Friendly Chemicals) の製造事業
 - 業種 6.4 環境に優しい製品 (Eco-Friendly Products) の製造事業
- 1.2.3 高度技術を使用する事業グループ
 - 業種 1.11.10 医療食品 (Medical Food) の製造事業
 - 業種 2.5.3 ファインセラミック (Advanced Ceramics) 製品の製造事業
 - 業種 2.19 ナノ物質の製造又は製造したナノ物質を使用した製品 (Manufactured Nano Material) の製造事業
 - 業種 3.1.1 天然繊維又は合成繊維の製造事業
 - 特に機能繊維 (Functional Fiber)の製造事業
 - 業種 3.9 医療器具の製造事業
 - 業種 3.10 実験器具の製造事業
 - 業種 4.2.1 科学的設計による機械、装置及び部品の製造事業
 - 業種 4.2.2 農業において使用する機械、装置 (Farm Machinery)、及び食品製造業において使用する機械、装置 (Food Processing Machinery) の製造事業
 - 業種 4.2.4 金型の製造又は修理事業
 - 特に金型及び部品の製造事業
 - 業種 4.9 航空機及び、航空機の部品、装置、又は航空機において使用する機器の製造、修理又は改造 (Aircraft Conversion) 事業
 - 業種 4.10 車両部品の製造事業
 - 自動変速装置 (Automatic Transmission)
 - 連続可変トランスミッション (Continuously Variable Transmission)
 - ハイブリッド (Hybrid) カー 又は燃料電池 (Fuel Cell) 自動車等の走行モータ (Traction Motor)
 - 電子安定制御 (Electronic Stability Control)
 - 回生ブレーキシステム
 - 車両用タイヤの製造

- 業種 5.4.3 工業用電子機器の製造事業
- 業種 5.4.4 通信機器の製造事業
- 業種 5.5.1 半導体の製造事業
- 業種 5.5.2 記憶装置の製造事業
 - 特にハードディスクドライブ (HDD)、ソリッドステートドライブ (SSD) 並びに HDD 及び SSD の部品
- 業種 5.5.4 通信機器の部品製造事業
- 業種 5.5.5 医療用電子機器の部品製造事業
- 業種 5.5.6 農業用電子機器の部品製造事業
- 業種 5.5.7 車両用電子機器の部品製造事業
- 業種 5.5.10 太陽電池の及び太陽電池の原材料の製造事業
- 業種 5.5.12 フラットパネルディスプレイ (Flat Panel Display) の製造事業
- 業種 5.6 マイクロ電子機器用の構成物質又は版の製造事業
- 業種 5.7 電子機器の設計事業
- 業種 7.18 人材開発事業
- 業種 7.19 生命工学 (Biotechnology) 事業
- 業種 7.20 研究開発事業
- 業種 7.21 科学実験サービス事業
- 業種 7.22 較正 (Calibration) サービス事業

1.3 第 1.2 項に基づく事業に対する恩典は、以下の通りである。

1.3.1 機械の輸入関税免除

1.3.2 8 年間の法人所得税免除。法人所得税の免除割合は規定しない。

1.3.3 投資により得られた純利益に対する法人所得税を、通常率の 50% に軽減する。投資奨励法第 31 条に規定の期間が終了した日より 5 年以内とする。

1.3.4 法人所得税計算上の便宜を図るため、被奨励者が被奨励事業において経費として支出した輸送費、電気代及び水道代の 2 倍の額を控除することを認める。被奨励事業から収入を得た日より 10 年間とする。

1.3.5 純利益から、被奨励事業への投資額の 25% 以下の範囲で、設備の設置又は構築費を控除することを許可する。被奨励者は、被奨励事業から収入を得た日より 10 年以内のいずれかの年度又は複数年度の純利益から控除することができる。当該控除は、通常の減価償却費控除とは別とする。

- 1.4 2013年12月31日までに、奨励申請書を提出すること。
2. 省エネルギー、代替エネルギーの使用、又は環境負荷低減のための投資奨励対策
 - 2.1 本対策は、被投資奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業を対象とする。
 - 2.2 被投資奨励プロジェクトの場合、法人所得税の減免期間が終了した場合、又は法人所得是の免除を受けていないプロジェクトの場合、本対策に基づき奨励申請できる。
 - 2.3 以下のいずれかを実施し、省エネルギーのため、事業での代替エネルギー使用のため、又は環境負荷低減のために機械を変更する計画を提出すること。
 - 2.3.1 規定の割合に基づきエネルギー消費を削減することを目的とし、最新技術の機械に変更するために投資を行うこと。
 - 2.3.2 事業において、規定の割合に基づき代替エネルギーを使用することを目的とし、機械を変更するために投資を行うこと。
 - 2.3.3 規定の原則に基づき、廃棄物、廃液、排気を削減するか否かを問わず、環境負荷削減を目的とし、機械を変更するために投資を行うこと。
 - 2.4 恩典は、以下の通りとする。
 - 2.4.1 機械の輸入税を免除する。
 - 2.4.2 法人所得税を、土地代及び運転資本を除く投資額の50%相当分、3年間免除する。但し、土地代及び運転資本を除く改善に対する投資額の50%に相当する法人所得税免除を8年間受けている、環境負荷削減対策に基づくプロジェクトを除く。法人所得税の控除は、既存事業の収入を対象とする。
 - 2.4.3 法人所得税免除期間は、奨励証を受領した後に収入を得た日から数える。
 - 2.5 2013年12月31日までに投資申請書を提出すること。また事務局が奨励証を交付した日より3年以内に完了させること。
 - 2.6 既存のプロジェクトが本対策に基づく奨励を申請する場合、投資額に関わらず、投資委員会事務局が投資奨励許可を検討する。
3. 新製品製造のための技術向上による製造効率改善のための投資奨励対策
 - 3.1 新製品製造のための技術向上による製造効率改善のための投資奨励対策の原則及び条件を、以下の通り規定する。
 - 3.1.1 奨励を受けているか否かに関わらず、既存のプロジェクトであること。
 - 3.1.2 新製品が製造できるよう、既存の製造ラインの技術向上のための機械導入に対する投資であること。
 - 3.1.3 新製品は、従来の製品と異なり、明確に名称を特定できること。また新製品は、法人所得前の免除を受けて投資奨励を受けられる種類であること。
 - 3.1.4 製造の改善には、製品組立の改善は含まない。
 - 3.2 恩典は、以下の通りである。
 - 3.2.1 すべての機械の輸入関税を免除する。

- 3.2.2 新製品による収入について、製造ライン改善に対する投資額の50%以下相当分、法人所得税を免除する。
- 3.3 新製品製造のための技術向上に対する投資計画を沿えて、2013年12月31日までに奨励申請書を提出すること。
- 3.4 既存のプロジェクトが本対策に基づく奨励を申請する場合、投資額に関わらず、投資委員会事務局が投資奨励許可を検討する。

4. 環境問題解決対策

- 4.1 公的機関の規定に基づく環境対策の原則及び条件に従い正しく実施すること。汚染物質の量が、法定規制値以内であり、以下の工業事業者であること。
- 石油精製所
 - ガス分離所
 - 発電所
 - 化学物質及び石油化学製品
 - 卑金属
- 4.2 奨励を受けているか否かに関わらず、既存のプロジェクトであること。
- 4.3 恩典は、以下の通りである。
- 4.3.1 環境負荷削減のための機械改善のための機械輸入関税免除。
- 4.3.2 機械改善に対する、土地代及び運転資本を除く投資額の50%相当分、法人所得税を8年間免除する。
- 4.3.3 法人所得税の控除は、既存の事業からの収入を対象とする。
- 4.4 投資委員会事務局規定の原則及び方法に基づく、環境負荷削減の実施であること。
- 4.5 事務局規定の原則及び方法に基づく環境負荷格言計画を沿えて、2013年12月31日までに奨励申請書を提出すること。また、事務局が奨励証を交付した日より3年以内に完了すること。
- 4.6 既存のプロジェクトが本対策に基づく奨励を申請する場合、投資額に関わらず、投資委員会事務局が投資奨励許可を検討する。

2013年1月1日より適用する。

2013年2月28日告示

(キッティラット・ナ・ラノーン)

副首相

投資委員長

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は6月21日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ